

視力検査について

子どもの視力は、生まれてから発達し、就学時までにほぼ完成します。ところが、強い屈折異常（近視・遠視・乱視）、屈折度の左右差や斜視があると眼の正常な発達が行われず、よい視力が得られない「弱視」になる可能性があります。また、IT機器の普及などの変化に伴い近視の子どもが増えています。

弱視は、発見が早ければ治療効果は高くなるため、この機会にご家庭で視力検査を行っていただき、その結果をもとに当日専門医の診察を行います。次の手順に沿って、ご家庭での検査をお願いいたします。

1 準備するもの

- (1) 視標【小さい輪（切れ目のある輪＝視標 **C**）が印刷されている用紙】

※四角い点線に沿って切り取って使用してください。

- (2) 目をおおうもの

※ガーゼまたはティシュペーパーを5cm くらいの大きさにたたんだもの。

- (3) 紙ばんそうこう

- (4) メジャー

※ない場合は紐などを定規で測り 2.5m にして、お使いください。

2 検査の方法

- (1) 検査は、明るい部屋の中で行います。

- (2) 練習を行います。

- ① お子さまと、となり合い、視標を見ます。視標（**C**）の切れ目がある方向を指でさす練習をします。

- ② お子さまと向かい合い、1 m くらいの距離で視標（**C**）の切れ目がある方向を指でさす練習をします。

- ③ お子さまの片目をかくして練習をします。

※目の横からのぞけないように、目をおおうものの四辺に、ばんそうこうをはってください。その際、眼球（目玉）を押さないように気をつけてください。

※練習の必要がない場合は、省略してください。

※練習がうまくいかなかった場合は、別の日に行うとできるようになることもあります。

- (3) 壁などに視標（**C**）が印刷されている用紙をはるか、保護者が持ちます。

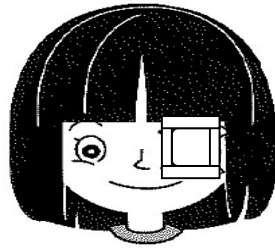
※用紙を壁にはるときには、簡単にはがせるようにはってください。

※お子さまの目の高さで視標（**C**）の高さが同じになるようにしてください。

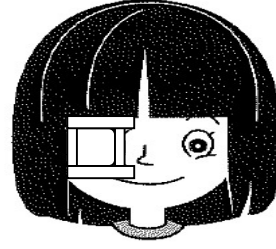
- (4) 用紙から 2.5m の場所に、お子さまの「つま先」がくるようにして立たせてください。

かため かた 片目のかくし方

みぎめけんさ
右目検査のとき



ひだりめけんさ
左目検査のとき



資料提供：社会福祉法人 青い鳥

- (5) 片目をかくした状態で、左右両方の目について、指標に向かって「上（）・下（）・右（）・左（）」の4方向を検査してください。
- ※4方向のうち3方向を正しく判別できれば視標「1.0」が見えたことになります。
- ※視標の向きを変えるときは、必ず、裏返すなどして視標を見えないようにしてから方向を変えてください。
- ※見えない場合は、無理に続けず検査を中止してください。
- ※めがねやコンタクトレンズを使用している場合には、めがね（コンタクト）を使用した視力検査のみでもかまいません。

3 検査の結果について

- (1) 検査の結果は別紙「就学時健康診断票」の「視力」の欄に、視標4方向「上・下・右・左」が判別できたかを記入して（正しく答えられたら口に○印、正しく答えられなければ口に×を記入する）、健康診断当日にお持ちください。
- (2) 検査中の様子と日ごろの様子に当てはまることがありましたら、健康診断票の口に☑を入れてください。
- (3) 視力検査結果に×が2個以上あったお子さま、検査中・日頃の様子に☑のあったお子さま、3歳6ヵ月時健康診査を受診していない又は再検査を受診していないお子さまは、就学時健康診断当日に、SVS検査（目の屈折検査）を受けていただきます。ご承知おきください。
- 就学時健康診断当日、検査結果をもとに眼科医の診察を実施いたします。**

子どもの視力発達について ～弱視について～

子どもの目の機能（視力など）は、生後から3歳までに急速に発達し、6歳～8歳ごろまでにほぼ完成します。ところがこの時期に視力の成長を妨げる要因があると視力の発達が停止し、一生めがねをかけてもコンタクトレンズを使用しても十分な視力が得られません。これを「弱視」と言い、約50人に1人程度とされています。しかし、「弱視」は早期に発見し適切な治療をすることで、良好な視力を得ることができます。

**就学時健康診断にて、眼科への受診を指示された場合には、
早めに専門医を受診することをお勧めいたします。**